

**ファーム (F.A.H.M : Federation of Apartment House Morinosato) 規約**

**目的** 当会は、森の里地区の共同住宅管理組合の連合組織として森の里地区の地域文化の交流と地域の発展に寄与することを促進し、共同住宅居住者としての住宅管理手法、情報交換、災害時の対応と協力を共有して、共同住宅としての地域付加価値、住宅個体の付加価値を上げることを目的とする。

**第1条**

**理事** 各共同住宅の管理組合の中より理事長、副理事長、又は理事の中から2名、及び各組合員の中から1名(1組合で合計3名)を選出し、連合会の理事として、連合会議事を取り扱う。

**任期** 1年とする。但し再任はこれを妨げない。

**役員** 役員は、ファーム(F.A.H.M)会の理事全員の中から会長1名、副会長2名、会計1名、監査1名を推薦、又は立候補者の中から投票にて選出する。

**役員任期** 会長の任期は2年とし、任期内において会長が業務不可能の場合は筆頭副会長が継承する。

**第2条 定例理事会及び交流**

会長は会の運営の為に各理事に理事会の開催を通知し、理事会の運営を指示指導する。定例理事会は年4回開催する。

又、各管理組合の主催する催事などにおいても相互の交流を図る。

**第3条 議決**

出席理事の半数を定数とし、出席理事の過半数で議決とする。

**会費**

各共同住宅管理組合から年会費として3,000円(\*)徴収し、会計が管理保管して、会の運営費に充当する。

会費の増減については、今後の運営経費の都合により理事会で取り決める。

会費は、定例会の事務用品、通信費、喫茶費のみに充てられる。その他の交流には充当できない。

以上